

令和6年9月10日

令和6年度第6回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和6年9月10日（火曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和6年9月10日（火曜日） 午後2時12分

4. 議案

- 議案第36号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第37号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第39号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第40号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 議案第41号 相続税の納税猶予に関する証明書の交付について
- 報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	9番 澤田 今日一	10番 中村 美喜雄
11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光	13番 西塚 伸
14番 野口 友子	15番 福士 修身	16番 堀内 俊春
17番 三上 紘史	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

8番 齊藤 光朗		
----------	--	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	3番 福士 博人
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 富子	10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎
12番 金井 直也	13番 石川 正光	15番 野呂 正幸
17番 猪股 康行	19番 細川 隆雄	18番 出町 鉄昭

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳	14番 奈良岡 和也
16番 石村 英康		

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局次長	工藤哲也	事務局分室長	佐藤保
主幹	相馬康宏	主査	山内武志
主事	前田泰仁		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

それでは、ただいまから、令和6年度第6回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

10番中村美喜雄委員、11番成田貴吉委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長（福士修身会長）

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長（福士修身会長）

ただいまより議案審議に入ります。

議案第 36 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

所有権移転が 4 件となります。

個別の内容につきましては、議案書の 2 ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は経営移譲のためであり、譲受人については、経営規模の拡大及び経営移譲のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

申請番号 44 番ですが、経営規模拡大するのは 29.71 m²。10 坪ないわけですよね。10 坪なくても、経営規模拡大になるんですか。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局答弁をお願いします。

○事務局

面積を拡大するという意味で経営規模拡大という理由を記載しております。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

月見野1丁目であれば、市街化区域ですか。

○事務局

はい、市街化区域になります。

○5番（木村孝芳委員）

市街化区域であれば、農地は届出だけで売買できるんじゃないですか。売買だけでなく無償、有償でも。

○事務局

あくまで、農地として使うので3条の許可は必要になります。

○5番（木村孝芳委員）

市街化区域でも。

○事務局

はい、そうです。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。

他にございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

ないようですので、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第 37 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、自己所有農地の転用である農地法第 4 条許可申請が 2 件です。

今回の転用案件について、「転用案件説明」に基づき、ご説明させていただきます。申請の場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

右上に議案第 37 号 関係資料①と記載している資料をご覧ください。

申請番号は 4 番、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページが位置図、4 ページが法務局の地図、5 ページ目が配置図、6 ページが農地転用計画書、7 ページから 8 ページまでが土地の登記簿、9 ページ目が浪岡農業振興地域整備計画の変更通知書となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、農振法第 8 条第 1 項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断しております。

農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可となりますが、不許可の例外事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があり、本案件は、農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができると判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

続きまして、右上に関係資料②と記載している資料をご覧ください。

申請番号は 5 番、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2 ページ目以降に申請関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、4 ページ目が法務局の地図、5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、7 ページ目から 8 ページ目までが土地の登記簿、9 ページ目から 10 ページ目までが商業登記簿となっております。

それでは 1 ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断しております。

第1種農地であるため、農地転用は原則不許可となりますが、不許可の例外事由の一つに、「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合」として「既存施設の2分の1以内の拡張」という基準があり、本案件の目的は同項目に合致するため、第1種農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

どなたかございませんか。

ないようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

次に、議案第38号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、前回審議保留となった農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が3件であり、その内訳は、所有権移転が3件となっております。

今回の審議のために追加資料として「月例総会時の発言集約及び協議済官公庁窓口について」、「事務局による分析報告書の確認結果について」という資料を事前に郵送しております。それ以外は前回と同じ資料で審議いただきます。

追加資料で月例総会での集約した発言①と②を記載しております。「月例総会時の発言集約及び協議済官公庁窓口について」というこちらの資料の①と②になります。この発言について、今回追加した資料をもって、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。2点ほど事務局の方にお伺いします。

まず1点目です。今のような農地転用の申請、民間の事業者がスポーツ広場、ラグビー場、公園、こういうのを整備することで農地転用を許可した事例があるか。あればどういうところであったのかお知らせ願いたい。

2点目、今回の開発予定地の南側に大袋川があります。この下流に水田があると聞いていました。今回開発する面積が全体で42,675㎡になっておりまして、だいぶ大きい面積が開発されると認識しております。この開発により大雨とか、そういった場合、流水が今までと違ってこないのかなど。今まで水田であったのが、公園とかラグビー場になれば、降った雨水の流水が違ってくるんじゃないか。これは素人考えです。

ということで、流水に対する対策、何かしなければならぬんじゃないか、下流の水田のためにと考えております。私の素人考えで、調整池なんかを整備予定地の中に設けた方がいいんじゃないかなという考えもありますが、その辺、事務局の方でどうお考えになっているのか、その2点をよろしく願いします。

○議長（福士修身会長）

事務局、答弁をお願いします。

○事務局

一つ目のご質問についてですけれども、民間でスポーツ施設等を設置しているという例ですが最近の例であればスポーツジムが面積は大きくはないけれどもあります。更に昔にさかのぼって言いますと、昭和40年代や50年代ですけれども、民間の方で草野球の野球場を作っていたり、例えば、今はないデパートが福利厚生のために野球場であったりテニスコートを農地転用してい

た例があったり、金融機関でも野球場を持っていたりというのは過去に例がございます。

二つ目についてですけれども、資料の⑦の方に「大袋川を挟んで田、北側は山林となってます」というところですが、既存の田畑と変わらない地下浸透を確保して土壌の排水性を使って周辺の農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しておりました。

併せて、農振除外の際に雨水の流出量の検討結果も出ておまして、みなさんに公表しているものではないですが、これをもとに市の公園河川課で協議しております。雨量の検討結果は調整池なしでも大丈夫ですということで、届出は不要ということでいただいております。

以上でございます。

○議長（福士修身会長）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1点目の民間の事業者が公園を整備するという例があるということで、青森県はない。事例として。

○事務局

最近の話でいけばないですけれども、昭和の時代はありました。

○1番（秋谷進委員）

昭和の時代。

○事務局

今は小規模です。あまり大きいところはないですが、民間でスポーツ施設であったり公園であったり整備することはあります。

○1番（秋谷進委員）

公園を整備するのは地方自治体、市町村とか、そういうところが公園なんかを整備したりするんですけど、青南商事さんが。

○事務局

民間のスポーツ施設というお話でしたら、いわゆるフィットネスクラブもスポーツ施設に該当するんですけども。あと、学校で野球場を作ったりということはありません。

○1番（秋谷進委員）

学校でやるということは県なり。

○事務局

私立です。

○1 番（秋谷進委員）

私立で、学校でね。クラブ活動のために。なるほど、そういうのがあるわけか。面積、こんなに大きいですか。

○事務局

そこまでは大きくはないです。

○1 番（秋谷進委員）

じゃあ、どれくらいの大きさで。

○事務局

1 町歩から 2 町歩くらい。こちら 3 町歩なのでだいぶ大きいですがけれども。だいたい、1 町歩から 2 町歩くらいの大きさで。

○1 番（秋谷進委員）

これ中身みれば、4 町歩くらい。

○事務局

そうですね。形としては農地以外のところも含んで、それくらいですね。

○1 番（秋谷進委員）

結構広いんだよね。

○事務局

はい。

○1 番（秋谷進委員）

公園河川課ですか。流水の影響が少ないので調整池は必要ないという見解を示しているわけですか。

○事務局

そうです。

○事務局次長

先に送っているペーパーをご覧いただきたいと思います。「月例総会の発言集約および協議済官公庁窓口について」というペーパーがございます。その下の方に、参考ということで協議済官公庁窓口と書いてあります。これが事務局で全部確認したとおりでございます。

○1 番（秋谷進委員）

これを見てわかっていました。

公園河川課で判断した資料は、こっちでもらってあるという理解でよろしいですか。

○事務局

はい。こちらで計算書の方はいただいております。

○事務局次長

書類はあります。

○1 番（秋谷進委員）

雨水の調整池は必要ないと判断した資料はありますか。

○事務局

資料はございます。

○1 番（秋谷進委員）

じゃあ、調整池は必要ないというのが公園河川課の見解だと。

○事務局次長

はい。市としての見解になります。

○1 番（秋谷進委員）

公園河川課の見解はわかりましたが、うち方が県に進達する場合に、調整池なんかの設置が必要じゃないかと意見を付すことはできますか。

○事務局

はい、基本的には事務局としては意見ないものと考えていますけれども、それを踏まえたうえでの。

○事務局次長

事務局の方で考えているのは、周辺環境について危惧はみなさんあると思いますので、その点について県の方がこれについての答えを出すことで、我々意見を述べる立場としてはそういった調査を継続的に実施していただきたいという一言を添えたいと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

調査結果の報告をしてくださいという意見はつけたい。

調整池なんかの検討をしてくださいと、それをつける考えはない。

○事務局次長

雨水だけじゃなく、様々影響する可能性がないとは言い切れないので、特殊な事例ですので、これについて調査を継続していただきたいという投げかけだけはしたいと思います。

○1 番（秋谷進委員）

調査というのは、雨水関係も含まれますか。

○事務局次長

周りの環境に影響を与えないようにするための調査をお願いします。その影響って何かわかりません。毒だったり、いろんな害があるかもしれません。雨水の量の関係かもしれません。何があるかわかりませんので、そこをひっくるめて。

○1 番（秋谷進委員）

広くね。

○事務局次長

ええ。外部環境に影響がないようにしてくださいという意味を込めて、調査を継続していただきたいという話を書きたいと思います。

○1 番（秋谷進委員）

雨水との影響があるかないかを調査してもらいたいです、という表現で。

○事務局次長

すべて含めてのことで外部環境という表現でいきたいと思います。

○1 番（秋谷進委員）

はい、わかりました。ひとつよろしくお願いします。

○議長（福士修身会長）

他にございませんか。

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

28ページの法人の目的って1番から8番まで全部書いてあるんですけども、今のスポーツ施設ってどこで読むんですか。

○事務局

28ページの商業登記簿の目的の中に今回の事業の記載がないということによろしいですか。

○5番（木村孝芳委員）

だから、どこで読むんですか。

○事務局次長

よろしいでしょうか。

これにつきましては、この場所を使って営業を直接やるものではないです。

ただ、この場所を使うことでラグビーを普及させていくという、自社のラグビーのチームがありますので、PRとかそういった面になりますので目的としては9番の前各号に附帯する一切の事業と読ませていただきました。

直接的にラグビーをやることによって営業をして収入を得るということではないのですが、附帯する一切の事業の中に入るものと考えております。

○5番（木村孝芳委員）

だから、何号に附帯するの。

○事務局次長

9です。目的9です。

○5番（木村孝芳委員）

9はわかるけど、9は附帯条項でしょ。1番から8番のどれについてかと質問しているの。

○事務局次長

それにつきまして、いわゆる会社のイメージアップという面でいきますと、どれも入ると思います。どれか一つということではないと考えております。

○5 番（木村孝芳委員）

今の関連で、この会社って廃棄物については青森県、宮城県、岩手県、福島県、山形県で営業活動していますよね。ということは事業認可をとっているわけでしょう。この5か所。どこですか。事業に関する認可をとっているでしょう。

○事務局

それぞれ県に、この目的の事業認可をとっていると考えています。

○5 番（木村孝芳委員）

考えている。確認して。

○事務局

各県に確認していません。

○5 番（木村孝芳委員）

あなたが個人的に思ってしゃべっているの。

○事務局

こちらの方で営業するにあたっては、基本的には各県に届出が必要だと思っております。

○5 番（木村孝芳委員）

県をまたがる法人というのが、産業廃棄物であれば所管庁ってどこですか。

○事務局

すみません。もう一度お願いします。

○5 番（木村孝芳委員）

県をまたがる事業を行う場合に所管する省庁ってどこですか。

○事務局

厚生労働省になります。

○5 番（木村孝芳委員）

産業廃棄物ってというのは、厚生労働省の所管ですか。

○事務局次長

木村委員、何をおっしゃりたいのかわからないのですが。

○事務局

全然、こちら正直準備もできなくて、今お答えしなきゃいけない。

○事務局次長

それが、どう繋がるのか教えてください。

○5 番（木村孝芳委員）

私が聞きたいのは、1 番から 8 番って個別で全部書いているじゃないですか。その 9 というのは前各号に附帯する一切の事業と書いていますが、前各号のどこなのか。

○事務局次長

書いてあるとおりです。

○5 番（木村孝芳委員）

書いてあるとおりだけれども、スポーツ公園というか。

○事務局次長

例えばですね、PR するためとかイメージアップというものはこの中に入ってごさいません。それが、この 9 番の附帯する一切の事業ということでございます。この 1 から 8 に該当しないからといって、この一切の事業の中には入らないということは理屈が合わないと思います。

○5 番（木村孝芳委員）

スポーツって書けばいいじゃないですか。

○事務局次長

いえいえ、スポーツとして事業として生業として営業として収益を得るものではないです。間接的な事業になりますので 1 番から 8 番に入ってごさいません。

○5 番（木村孝芳委員）

無償であれば書かなくていいんですか。

○事務局次長

だから、9 番で附帯する一切の事業として書いてある。附帯しているかどうかの判断は違うか

どうかはわかりませんが、私どもは、附帯するというふうに考えてございます。

○5番（木村孝芳委員）

それはちょっと読みすぎじゃない。

○事務局次長

いえいえ、読みすぎではないです。

○5番（木村孝芳委員）

この会社は事業認可取っていると思うんですよ。私の感覚でいうと、県をまたがる際は大臣ですよ。

○事務局次長

申し訳ないですが、そのご質問に答えたとして、この田畑の売買について反対する理由になりますでしょうか。

○5番（木村孝芳委員）

いや、別に反対はしていません。聞いているんです。

○事務局次長

いや、その質問がこの議事を進行するにあたっては必要な質問になりますでしょうか。

○5番（木村孝芳委員）

だから、私はちゃんと書けばいいじゃないかと思うんですけども。

○事務局次長

書けばいいって、書いています。

9番に書いています。

○5番（木村孝芳委員）

9番に書いていないでしょ。

○事務局次長

附帯する一切の事業。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、書いていないでしょ。上記に附帯する事業ですよ。どこにスポーツ施設。

○事務局次長

附帯しています。

○5 番（木村孝芳委員）

附帯していないでしょう。それ読みすぎだって。だから定款変更するなりして。

○事務局次長

それ、解釈の違いでございます。

○議 長（福士修身会長）

暫時の間、休憩します。

（暫時休憩）

○議 長（福士修身会長）

それでは、休憩を取消して、会議を再開いたします。

まず、最初に木村委員の質問に事務局からご答弁をお願いします。

○事務局

先ほど、厚生労働省というお話させていただきましたが、訂正させていただきますして環境省になります。申し訳ございませんでした。そこが1点訂正になります。

定款の9番、すべてに該当するかどうか、ただいま確認しておりますが、時間いただきたいと思っております、次回確認してご報告させていただきます。

○議 長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

私は反対しているわけではないですよ。ちゃんと書いておけば全然問題なく通るんじゃないかという事だけのつもりです。

○議 長（福士修身会長）

それでは他に。

はい、安部委員どうぞ。

○2番（安部浩一委員）

2番安部です。今の件に関してなんですけど、定款に書く場合は、スポーツマネジメント業として業務として収入を得る場合のみに定款必要なので、青南商事さんもそうだし、私の義理の息子もそうですけど、剣道やっていて公務員ですけど、一つの愛好的なものやっていますのわけだし、休みの時は会社の業務で行っているのではなく、有休をとってみんな行っている。青南商事の方もそうでしょ。よく知っていますけど、業務としてスポーツでお給料をもらっているのであればスポーツマネジメント業として定款必要ですけれども、あくまでもこの場合は愛好会としてやっていますのわけだし、普段は朝から8時から3時ころまでは普通の青南商事で事務やったり、中で作業したりしているわけ。その残りの時間を会社が福利厚生として認めているわけだから、あえて定款にする必要ないし、そういう考え方だと思うんですよ。業務としてスポーツマネジメントとして、個人として契約しているのであれば別よ。スポーツの選手として年間契約しているわけではないので、その必要はないと聞いていましたし、ないと思います。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員どうぞ。

○5番（木村孝芳委員）

何回も言うように、私は事業について反対しているわけじゃないです。

ただ、会社として農地を取得してスポーツ公園を整備するのに、無償とか有償とかじゃなくて何千万とか場合によって億単位で金かかるわけでしょ。会社の金を使っているわけでしょ。それで、事業に関係ないからと定款に載せなくてもいいのか。いらないというのは私、考えすぎだと思います。

○議長（福士修身会長）

他に質問ある方いましたら。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それではないようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第39号及び第40号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が4件、利用権設定が10件の合計14件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が6ページ目から7ページ目に記載しております。利用権設定の案が8ページから12ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第40号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積計画(案)決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、澤田委員。

○9番(澤田今日一委員)

9番澤田です。このブルーファームという人がいっぱい借りているみたいですけど、西大野って住所あるんだけど、この人達が作っているのをみると、ずいぶん捨て作りになって、入水も水の引っ張り方もわからないで、排水路も止めちゃって入れてみたり、いろんな問題出ているわけ

なんですよ。田んぼの草も刈らないし。

それなのに、こんなにいっぱい借りているんだけど、借りて作るやる気は、私は認めてやってもらいたいと思うんだけど、この人達がもしダメになったとき、他の人の件で前に一回あったでしょ。途中で自己破産した人もいるわけだ。そうなった時、この農地がどうなるのか考えた時、ちょっと怖くなるんですよ。このブルーファームというのが、どれくらいの技量を持ってやっているのか、そういうのを確かめてやっているんですか。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局、ご答弁お願いします。

○事務局次長

技量がどれほどあるというところまでは、私どもの方では判断してございません。

○9番（澤田今日一委員）

わかるんだけどな。

○事務局次長

もし必要であれば、プロの方達と一回見についてという形になりますか。解決策を。

○9番（澤田今日一委員）

機構の方にも、借りるからって、はい、どうぞというこれにも問題あると思うのさ。あなた達がどれくらい作れて、どれくらいの技量があるか全然確かめていないわけよ。早い話が。

それでやって、今の土地見れば、おそらく草も生えて大変なわけだ。良いところも中にはあるけれども、水の引っ張り方もわからない、排水を止めて入れてみたり、そういう事をやっているところに、またこうやって増えて、真面目にやっているところならまだいいけど、この人達がまた以前あったようにドンといった場合、その農地がまた放棄地になっちゃうわけさ。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○事務局次長

はい、おっしゃる意味はよくわかります。今の事務局の限界としてはこういう状況でございますので、我々の方で判断できないですし、中間管理機構の方にはおそらく技術屋さんがいるはずですが、現地を果たして見てちゃんとやっているかどうか、私どもでは承知してございません。

この解決策としてどうしたらいいのか、私どもも悩むところです。プロの方なら見に行ってここが問題あるのかなとか、これは預けられないというふうな事を現地確認することになってしまいま

すが、それで判断して、要は客観的な理由があってダメとか良いとかいう話になります。私どもの方は書類審査でやっておりますので、その部分につきまして、どうやったら良いのか、それはみなさんのご意見を逆に聞きたいなと思っていました。

○議長（福士修身会長）

木村さんちょっと待ってください。

澤田委員よろしいですか。

○9番（澤田今日一委員）

ちょっと納得いかないような。あまり書類だけでいけば、やる気のある人にやらせたいんですよ。私たちやりたい、そう言えば、どうぞお願いしますと言いたいわけよ。

でも、現実を見れば、あんた達これで良いのかと。また以前ドンといつちゃった人の二の舞になるんじゃないかと、そういう心配があるから、だから言うんですよ。書類だけの審査って、確かに、ここでいえば書類だけしかできません。書類だけでみればやりたい人にやるなどは言えません。頑張ってくださいとしか言えません。しかし、それでいいんだらうかと私は思ったわけです。

○議長（福士修身会長）

はい、事務局。

○事務局次長

農業委員の方と推進委員の方がここの審査をするために、例えば現地を見て技術的な問題があるかどうかの判断をするのは可能なのかなと思っていましたけれども、それでは無理でしょうか。

○9番（澤田今日一委員）

可能か可能じゃないかというのは、やる気のある人には頑張れとしか私は言えないと思うんですよ。

借りてやるっていうのを、ああそうか、やめなさいとは言いづらい。頑張ってやってみて下さいと言うしかない。その結果が、あんなったらどうなるのということを心配している。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○事務局次長

いろんなパターンで、今までもたくさんあったと思います。この人本当に出来るのだろうか。

許可したら1年で辞めたとか、たくさんあったと思います。今の現況において、この人は出来

ないという判断に至れるような客観性がないです。

さっき言ったように、現場にプロの方が行って、技術的に無理だとか、機械が足りないとか、そこまで言うのであれば、客観的な理由があってダメですとか、そういう事ができるのですが、農業委員会の立場、公的な立場として、どういった理由をつけて、この人に対して何を言うかというところまで考えないとできませんので、今の時点で事務局の立場としては、このままいかざるを得ないと思いますし、プロの皆さんが、澤田さんがおっしゃった内容がダメな理由が客観的に、ここの部分がこうでこうでダメだということをちゃんと説明できれば、我々の方でこの方達に指導する立場にはなりえると思います。

それは、一つ一つですね、そのプロの目線から見たときにこれは無理だ、これは出来ないはずだというふうなところをご指摘いただいてもらわなければならないと思います。なんとなく感覚で誰かに聞いたとか、人の話ではということではいけないので、それが公的な立場として、この方達に説明することになりますので、そこまでやってもらった上での判断が欲しいなと思います。

○9番（澤田今日一委員）

わかりました。私は、ここはもう半作以下だと、この人達のところは。機械入れるか入れないか、草だらけなわけだ。水もちゃんとした水路があるところもあるんだけど、水路のないとか、昔からの区画整理されていないところでは、しっちゃかめっちゃかなわけさ。

○事務局次長

その、しっちゃかめっちゃかって具体的に。

○9番（澤田今日一委員）

自分たちの田んぼへの水路もわからないわけ。水が来ても、土のういっぱい積んで入れてしまうわけ。上の人も困ってしまうわけよ。水切れないから。そういうのとかいっぱいあるわけよ。

○事務局次長

もしよろしければ、澤田委員、私どもと一緒に行って、ダメなところの写真を撮ったりして、そこを指示するようにしないと、今聞いている方達、みなさんわからないと思いますので、判断しえないのであれば、そういった客観的な証拠をつくってみなさんにご案内いただくことになろうかと思います。

○9番（澤田今日一委員）

はい、わかりました。

一つだけ聞きたいんですけども、この人達がどれだけ我慢できるかは私もわかりません。要是半作でもいくら現金になるんです。経営内容は私わかりません。でも、この人達が、ここで手を引きましようということになった場合、大変なことになる。17町歩ですか。これが全部放棄地

になっちゃう。草を刈る人がいなくなっちゃうわけ。それを恐れているわけです。

やるのはやりたいからやりなさい。私はやるなどとは言えない。その後、もし何かあった時、どうなる。そこまで考えているのかなってことを今聞いたんです。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○13番（石川正光推進委員）

推進委員13番石川です。今の場所は、すべてではないけれども2年か3年くらい前までは田んぼを作っていたところです。ですから、水とかは十分あるし、問題は周辺の草刈をやるかどうかはわからないけれども、現状としてはそういう感じですか。今現在、大豆を作っています。そういう状況でした。

○議長（福士修身会長）

はい、どうも、ありがとうございました。

はい、事務局。

○事務局次長

まずは、2回繰り返しになるかもしれませんが、この問題はここに限らず、例えば今日見に行くところも同じですし、大規模でやってしまうと後で困るんじゃないかという杞憂がすべてにあるかと思います。

ただ、現時点でやる意思があるということであれば、それを否定するようなことは客観的なものを覆すような根拠がなければできませんので、それがなければ、みなさんにご判断頂けないというのであれば、一回お調べして次までにというふうなことになろうかと思えますし、そうしろというのであればそういうふうにしますし、事務局の方で判断する部分ではなくて、あくまでも委員の皆様で判断することですので、客観性を求めるかどうか、この書類を信じるかどうかそこだけに尽きると思えます。

以上です。

○議長（福士修身会長）

はい、それでは木村委員お願いします。

○5番（木村孝芳委員）

先ほど、澤田委員が水で困ったりしているというのもよくわかります。私も水を止められてしまって稲刈りの時に手刈りしたことあるんですよ。田んぼが乾かないんですよ。そういう迷惑をかけているのであればブルーファームの経営状況とかそういうのじゃなくて、田んぼも悪いとか

良いとかじゃなくてですね、半作とか3分の1とかそれは勝手ですから、我々が何とも口出しできません。迷惑かかっているのであれば、事務局と一緒に行って写真撮ってブルーファームに伝えれば良いじゃないですかと私は思います。

○議長（福士修身会長）

はい、どうもありがとうございました。

様々な意見が出ました。

それでは、本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

次に、議案第41号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

相続税の納税猶予をこれから受けようとする場合、相続人は税務署でその手続きを行う必要がありますが、その際、相続人が適格者かどうか農業委員会の証明が必要となっており、農業委員会では、相続人が農業経営を行っているかどうかを確認し、適格者である旨の証明を行うことになっております。

今回の申請者は、主に浜田地区で水稻栽培をしている方で、農業所得の確定申告も行っており、適格者であるものと判断しております。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（福士修身会長）

これより当該申請について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

質問じゃないですけど、この●●●●さんって前々回も出ていましたよね。今度は奥様が亡くなったんですか。

○事務局

そうですね。これまで相続されていたのはお父様の分を相続していて、それを納税猶予していたのですが、今回新たにお母様が持っている農地を相続して受け継ぐことになりまして、新たに納税猶予の申請を税務署にしたいということで適格者の申請をされています。

○5 番（木村孝芳委員）

はい、わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他にございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

ないようですので、本案について、申請者が、農業経営を行っていることを認め、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（福士修身会長）

次に、報告第 18 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が 2 件とな

っており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

次に、報告第 19 号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による解約が 5 件となっております。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○5 番（木村孝芳委員）

会長、質問いいですか。

○議長（福士修身会長）

はい、どうぞ。

○5 番（木村孝芳委員）

番号 39 番ですけど、●●さんという人が 5,153 m²のうち 200 m²を 8 月 9 日、8 月 10 日ですか、に契約解除とあるんですけど、水稻は青刈りなんですか。

あるいは誰が、青刈りすることになるんですか。

○議長（福士修身会長）

事務局の方で説明できますか。

○事務局

すみません。質問もう一度お願いできますか。

○5 番（木村孝芳委員）

別にこの例だけじゃなく、例えば水田で年度途中で稲刈りの場合ですよ。解除した場合って田んぼに稲があるわけじゃないですか。それは誰が管理するんですか。

○事務局

すみません。今はわかりません。

○事務局次長

後ほど。

○5 番（木村孝芳委員）

後ほどでいいんですけど、5 反歩あるうちのなんで、200 m²なの。

○議 長（福士修身会長）

事務局の方で調べて、来月の総会をお願いします。

○事務局

はい、調べさせていただきます。

○議 長（福士修身会長）

木村委員それでよろしいですか。

○5 番（木村孝芳委員）

はい。

○議 長（福士修身会長）

ただいまの事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議 長（福士修身会長）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○事務局

法人登記簿の事業の目的について

目標地図について

東青地区農業委員会大会の欠席者への資料配布について

○農業政策課

目標地図について

○2 番（安部浩一委員）

タブレットについて

（位置情報と検索情報が農業委員会事務局側でわかるのではないか）

○事務局

タブレットについて

（位置情報・検索情報については、農業委員会事務局では把握できない）

○議長（福士修身会長）

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局次長

活動記録簿提出のお願い

○大柳建秀委員

活動記録簿の記載について

○事務局

吉野田の樹園地の視察について

○事務局

次回の月例総会は、10月10日（木）午後1時から、場所は「柳川庁舎2階大会議室」での開催となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（福士修身会長）

これもちまして、令和6年度第6回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。